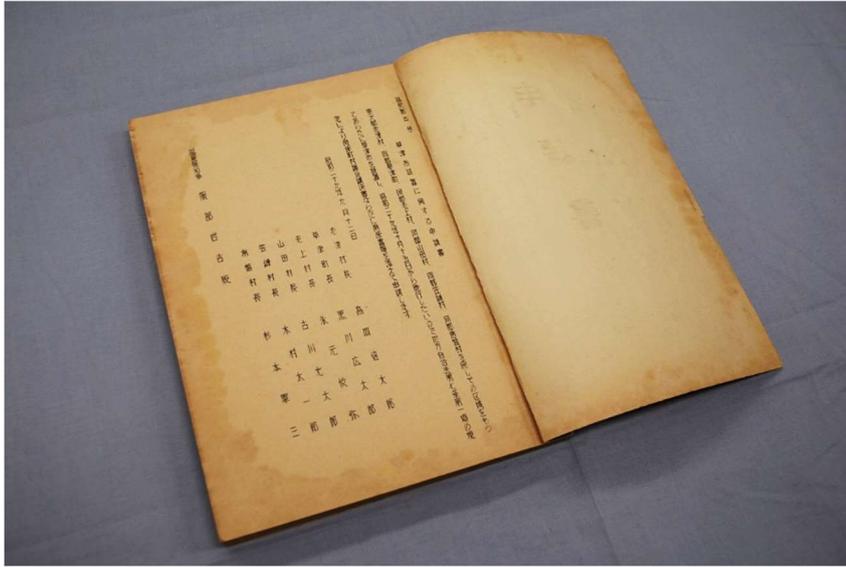


## 草津市、ついに誕生すー



「草津市設置に関する申請書」  
(草津市蔵)

昭和 29 年 (1954) 10 月 15 日、栗太郡の志津村・草津町・老上村・山田村・笠縫村・常盤村が合併し、「草津市」が誕生しました。今回は市の設置にあたって提出された「草津市設置に関する申請書」を紹介します。

「申請書」の正本は県に提出されたため、現在、草津市が所蔵しているのはその控に当たります。A5 版、約 240 ページの冊子で、全編が謄写版 (ガリ版※) で刷られています。

内容は草津市設置の理由書に始まり、新市設置についての各町村議会の議決書と会議録の写し、市名選定の理由、関係町村の現況や住民の意向などです。

理由書では、目下、国鉄の電化進行をはじめ交通の便が良くなっていること、上水道の完成が近いことを挙げて「京阪の住宅地帯として都市的形態が築かれることは必至」としています。その上で町村の合併により「農村地帯を合体」「農業経営の改善」をすすめ、「京阪大消費地に直結」「供給源としての力を強化」して「名実ともに田園都市の名に副い、以て住民の福祉を増進し、行財政力を昂揚して、地方自治の確立を期するものである」と謳っています。

「草津市」の名づけの理由には、「国鉄駅名を始め、各官衙がすべて草津の名称を冠し、而も草津は往古の昔から東海道・中仙道の分岐点で、交通の要衝で、東海道五十三次の宿場として、その名は天下に普く知られており、新市発展の表象として、合併促進協議会において満場一致選定された」とあります。

9 月 11 日、この「申請書」が「申請建設計画書」と共に県に提出され、24 日には県議会にて可決。無事に 10 月 15 日から草津市制がスタートしました。県が示した一町四村からなる「草津町」案を一転、常盤村を加えた「草津市」の誕生を目指してから、わずか 51 日目のことでした。

ちなみにこの時点では、渋川は「治田村」の一部として、同年 10 月 1 日に成立した「栗東町」となっています。住民らは草津市への合併を望んだものの、村を分かち合併を認めない県の意向があったためです。約 2 年後の昭和 31 年 9 月 1 日、渋川地区は分離合併し、草津市となりました。

(令和 6 年 10 月・草津宿街道交流館 富田由布子)

※ロウ紙に鉄筆で文字を書き、インクで刷る印刷装置。コピー機の普及以前に広く使われた。